

さくら市給食センター整備事業発注支援業務委託 公募型プロポーザル審査基準

1 審査基準

(1) 審査項目「さくら市給食センター整備事業発注支援業務委託プロポーザル審査基準表」に定めた審査項目とする。

(2) 配点

審査項目ごとの配点は、さくら市給食センター整備事業発注支援業務委託プロポーザル審査基準表（以下「審査基準表」という。）のとおりとし、総合評価点数は100点満点とする。

2 審査方法

(1) 資格審査

資格審査は事務局において、応募者が実施要領に定める応募資格等の要件を満たしているかどうか、申請書又は聞き取りにより確認する。

(2) 審査及び候補者の選定

① 審査委員会

さくら市給食センター整備事業発注支援業務委託プロポーザル審査委員会（以下「審査委員会」という。）において、提出された企画提案書等の書類審査及び申請者からの事業計画等の説明（プレゼンテーション）を受けて審査を行う。

② 各委員は、審査評価表の審査項目ごとに点数を付け評価し、次の採点の合計により各提案者の順位を決める。

ア 最高点を付した審査委員の数が一番多い提案者を第1優先交渉権者とし、次点を第2優先交渉権者として選考する。

イ 最高点を付した審査委員の数が複数であった場合は、評価点の合計点数の高い提案者を第1優先交渉権者として選考する。

ウ 第1優先交渉者が契約までの間に失格事項に判明した場合又は辞退した場合は、第2優先交渉者と協議を行い、受注者を決定する。

エ 参加申込者が1者の場合であっても審査を実施し、その提案内容が審査基準を満たすと認められる場合は、その事業者を交渉権者として選考し協議を行う。

3 審査委員会の非公開

審査委員会の会議は非公開とする。

非公開の理由は、提案内容に著作権、特許権、その他申込者が保有する特別なノウハウが含まれていることが想定され、申込者の活動上、利益を害する恐れがあるため。また、会議において、委員の率直な意見交換や意思決定の中立性が損なわれる恐れに配慮するため。

4 失格又は選定の取り消し

次の事項に該当した場合は、失格又は選定を取り消すものとする。

- (1) 申込者が、募集要項中の参加資格要件を満たさないことが判明した場合。

5 審査結果の通知及び公表

教育委員会は、審査委員会の結果を踏まえ、その結果を申込者に対して文書で通知する。また、審査結果（第1及び第2優先交渉権者については、その名称まで）をさくら市ホームページに掲載する。公表の様式は、別添「さくら市給食センター整備事業発注支援業務プロポーザル審査結果の公表」のとおりとする。

さくら市給食センター整備事業発注支援業務（委託）審査基準表

審査項目		審査の視点	配点	評価点				
業務実施の信頼性	①提案者の概要 (様式第2)	本業務に携わるための基本的な資格、業務内容等を有しているか。						
	②同種類業務の実績 (様式第3)	本業務を遂行可能と判断できる十分な実績を有しているか。						
	③責任者・スタッフの経験・実績 (様式第8、様式第9)	本業務を遂行するうえで、責任者・担当者が十分な経験、実績を有しているか。						
	④実施体制 (様式第7)	様々な観点からの専門的な知見やアドバイザー等の役割を明確化しているか。						
業務の実現性	⑤技術提案能力 (様式第11)	自社の強みやノウハウを生かした内容になっているか。						
	⑥VFM算定及び評価の考え方・手法 (様式第11)	評価方法は、適切な考え方及び方法によって行われているか。						
	⑦現状・課題把握能力 (様式第11)	本市の現状や課題を理解した企画案となっているか。						
	⑧業務方針・手法・スケジュール (様式第11)	本業務の目的及び内容等を的確に把握したうえで、本市に有益になる詳細な業務スケジュールを作成するとともに、発注者と受注者の役割区分が示されているか。						
⑨プレゼンテーション		上記評価項目を、本業務の目的及び内容等に沿って適切に表現できているか。また、本業務に対してどのような考え方で臨み、業務を遂行していくか。						
⑩見積金額		見積金額に関する評価						
合計								